

改 正 後	現 行
水利施設等保全高度化事業実施要領	水利施設等保全高度化事業実施要領
平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2703 号 <u>最終改正 令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 2924 号</u>	平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2703 号 <u>最終改正 令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 3723 号</u>
第 1 [略]	第 1 [略]
第 2 事業の内容	第 2 事業の内容
1～3 [略]	1～3 [略]
4 要綱第 2 の農村振興局長が別に定める事業とは、要綱第 2 の 1 の水利施設整備事業（別紙 1 の第 2 の <u>11</u> 簡易整備型を除く。）又は要綱第 2 の 2 の畑地帯総合整備事業と一体となる農業水利システムの範囲で実施する農村地域防災減災事業実施要領（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2118 号農林水産省農村振興局長通知。以下「防災減災要領」という。）要領別表 1 の事業区分の欄の 1 の事業（以下「防災減災事業」という。）とする。なお、本事業で実施する防災減災事業の運用については、防災減災要領要領別紙 2 から 10 <u>まで</u> 及び別紙 17 <u>から 19 まで</u> に定めるところによるものとする。	4 要綱第 2 の農村振興局長が別に定める事業とは、要綱第 2 の 1 の水利施設整備事業（別紙 1 の第 2 の <u>10</u> 簡易整備型を除く。）又は要綱第 2 の 2 の畑地帯総合整備事業と一体となる農業水利システムの範囲で実施する農村地域防災減災事業実施要領（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2118 号農林水産省農村振興局長通知。以下「防災減災要領」という。）要領別表 1 の事業区分の欄の 1 の事業（以下「防災減災事業」という。）とする。なお、本事業で実施する防災減災事業の運用については、防災減災要領要領別紙 2 から 10 及び別紙 17 <u>まで</u> に定めるところによるものとする。
5～7 [略]	5～7 [略]
第 3 [略]	第 3 [略]
第 4 採択要件	第 4 採択要件
1 第 2 に掲げる事業の採択要件については、それぞれの運用に定めるところによるほか、水利施設整備事業及び畑地帯総合整備事業については、次に掲げる要件を満たすものとする。	1 第 2 に掲げる事業の採択要件については、それぞれの運用に定めるところによるほか、水利施設整備事業及び畑地帯総合整備事業については、次に掲げる要件を満たすものとする。
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
(3) 第 3 の 1 (3) の水管理省力化区分により事業を実施する場合にあっては、水管理の省力化や維持管理の低コスト化、 <u>省エネルギー化や再生可能エネルギー利用</u> 等に資するものであること。	(3) 第 3 の 1 (3) の水管理省力化区分により事業を実施する場合にあっては、水管理の省力化や維持管理の低コスト化等に資するものであること。
(4) 第 3 の 1 (4) の洪水調節機能強化区分により事業を実施する場合にあっては、既存ダムの洪水調節可能容量の増大 <u>や水田貯留機能の向上</u> 等、洪水調節機能の強化に資するものであること。	(4) 第 3 の 1 (4) の洪水調節機能強化区分により事業を実施する場合にあっては、既存ダムの洪水調節可能容量の増大等、洪水調節機能の強化に資するものであること。
2 [略]	2 [略]
第 5～第 11 [略]	第 5～第 11 [略]

(様式 1)

○○地区 水利施設等保全高度化整備計画 (高付加価値化区分・農地集積促進区分・水管理省力化区分・洪水調節機能強化区分)				
事項	内 容			
1. 地区の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区名：</li> <li>・所在地：</li> <li>・地区面積：</li> </ul>			
2. 地区における農用地の現況及び問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区農用地の現況及び問題点</li> <li>・整備状況（前歴事業等）</li> </ul>			
3. 地域における農業の振興方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作付作物、土地利用体系、作業体系等</li> </ul>			
4. 方針 (区分に応じた取組方針等を記載)	(高付加価値化区分) ・高付加価値化に向けた取組方針  ※高収益作物の導入・生産拡大、加工・販売、販路開拓、新商品の開発、ブランド化（環境保全型農業の取組を含む。）等の方針を記載 ※後継者、新規参入者、雇用就農者の確保・育成や集落営農組織等におけるオペレータ、その他の雇用機会の確保等の方針を記載（青年就農給付金等の施策の活用を計画している場合には、その旨も記載）			
	(農地集積促進区分) ・担い手への農地集積に向けた取組方針等			
		担い手数	担い手の経営等農用地面積 (ha)	担い手農地利用集積率 (%)
	事業開始時			
生産基盤整備事業等の完了時				
増加ポイント				
(水管理省力化区分) ・水管理省力化への取組方針 ※支障となっている施設の管理状況、水管理の省力化方針、維持管理コストの低減への取組方針、 <u>省エネルギー化や再生可能エネルギー利用への取組方針</u> 等を記載 ・国営関連地区の場合は関連する国営事業を記載				
(洪水調節機能強化区分) ・洪水調節機能の強化 <u>水田貯留機能の向上</u> に向けた取組方針 ※治水協定の締結状況及び治水協定の内容等、洪水調節機能の強化に向けた整備内容、 <u>水田貯留機能の向上に向けた取組</u> 等について記載				
5. 生産基盤整備の内容	・基盤整備計画			
	事業種			
	事業別面積 (ha)			
備考				
6. 営農支援の体制				

(様式 2) ~ (様式 4) [略]

(様式 1)

○○地区 水利施設等保全高度化整備計画 (高付加価値化区分・農地集積促進区分・水管理省力化区分・洪水調節機能強化区分)				
事項	内 容			
1. 地区の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区名：</li> <li>・所在地：</li> <li>・地区面積：</li> </ul>			
2. 地区における農用地の現況及び問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区農用地の現況及び問題点</li> <li>・整備状況（前歴事業等）</li> </ul>			
3. 地域における農業の振興方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作付作物、土地利用体系、作業体系等</li> </ul>			
4. 方針 (区分に応じた取組方針等を記載)	(高付加価値化区分) ・高付加価値化に向けた取組方針  ※高収益作物の導入・生産拡大、加工・販売、販路開拓、新商品の開発、ブランド化（環境保全型農業の取組を含む。）等の方針を記載 ※後継者、新規参入者、雇用就農者の確保・育成や集落営農組織等におけるオペレータ、その他の雇用機会の確保等の方針を記載（青年就農給付金等の施策の活用を計画している場合には、その旨も記載）			
	(農地集積促進区分) ・担い手への農地集積に向けた取組方針等			
		担い手数	担い手の経営等農用地面積 (ha)	担い手農地利用集積率 (%)
	事業開始時			
生産基盤整備事業等の完了時				
増加ポイント				
(水管理省力化区分) ・水管理省力化への取組方針 ※支障となっている施設の管理状況、水管理の省力化方針、維持管理コストの低減への取組方針等を記載 ・国営関連地区の場合は関連する国営事業を記載				
(洪水調節機能強化区分) ・洪水調節機能の強化に向けた取組方針 ※治水協定の締結状況及び治水協定の内容等、洪水調節機能の強化に向けた整備内容等について記載				
5. 生産基盤整備の内容	・基盤整備計画			
	事業種			
	事業別面積 (ha)			
備考				
6. 営農支援の体制				

(様式 2) ~ (様式 4) [略]

別記 1・別記 2 [略]

別表 1

新設事業（農業用排水施設の新設）及び更新事業（農業用排水施設の変更又は廃止）の分類

事業の分類	事業の内容	
	新設事業 (農業用排水施設の新設)	更新事業 (農業用排水施設の変更又は廃止)
水利施設整備事業	基幹水利施設整備型	
	農業用水再編対策型	
	地域用水機能増進型	
	流域水質保全機能増進型	
	排水対策特別型	
		基幹水利施設保全型
		水利施設集約再編型
		<u>低炭素農業水利システム構築型</u>
		洪水調節機能強化型
		農地集積促進型
		簡易整備型
畑地帯総合整備事業	畑地帯総合整備型	
	畑地帯総合整備中山間地域型	
	高収益作物導入促進型	
	高収益作物転換型	
実施計画策定事業	—	—

別記 1・別記 2 [略]

別表 1

新設事業（農業用排水施設の新設）及び更新事業（農業用排水施設の変更又は廃止）の分類

事業の分類	事業の内容	
	新設事業 (農業用排水施設の新設)	更新事業 (農業用排水施設の変更又は廃止)
水利施設整備事業	基幹水利施設整備型	
	農業用水再編対策型	
	地域用水機能増進型	
	流域水質保全機能増進型	
	排水対策特別型	
		基幹水利施設保全型
		水利施設集約再編型
		洪水調節機能強化型
		農地集積促進型
		簡易整備型
	畑地帯総合整備事業	畑地帯総合整備型
畑地帯総合整備中山間地域型		
高収益作物導入促進型		
高収益作物転換型		
実施計画策定事業	—	—

別表 2 事業内容			
区 分	事業種類	事業内容	備 考
1 農業生産基盤整備事業	(1)～(10) [略] <u>(11) 低炭素施設整備事業</u>	[略] 高効率設備の導入や既存施設の統廃合等による省エネルギー化、小水力等の再生可能エネルギー利用のための整備	
2 [略]	[略]	[略]	[略]
3 [略]	[略]	[略]	[略]
4 農業経営高度化支援事業	(1) [略] (2) 農業経営高度化促進事業 ア 産地形成促進事業  イ [略] ウ 中心経営体農地集積促進事業  (3) [略]	[略] 高収益作物の導入・促進に向けた支援  [略] ① [略] ② 水田の樹園地化の促進支援（高収益作物転換加算）※ <u>2</u>  [略]	[略] 高収益作物導入促進型、 <u>畑地帯総合整備型※1、畑地帯総合整備中山間地域型※1</u> に限る [略] [略]  [略]
5 [略]	[略]	[略]	[略]

※1 畑地帯総合整備型又は畑地帯総合整備中山間地域型において、産地形成促進事業を活用する場合は、高収益作物を新たに導入する面積が2ヘクタール（中山間地域等にあつては1ヘクタール）以上となること。

※2 高収益作物転換加算を活用する場合は、水田の樹園地化を行う面積が2ヘクタール（中山間地域等にあつては1ヘクタール）以上となること。

別表 2 事業内容			
区 分	事業種類	事業内容	備 考
1 農業生産基盤整備事業	(1)～(10) [略]  (新設)	[略]  (新設)	
2 [略]	[略]	[略]	[略]
3 [略]	[略]	[略]	[略]
4 農業経営高度化支援事業	(1) [略] (2) 農業経営高度化促進事業 ア 産地形成促進事業  イ [略] ウ 中心経営体農地集積促進事業  (3) [略]	[略] 高収益作物の導入・促進に向けた支援  [略] ① [略] ② 水田の樹園地化の促進支援（高収益作物転換加算）※  [略]	[略] 高収益作物導入促進型に限る  [略] [略]  [略]
5 [略]	[略]	[略]	[略]

(新設)

※ 高収益作物転換加算を活用する場合は、水田の樹園地化を行う面積が2ヘクタール（中山間地域等にあつては1ヘクタール）以上となること。

別表 3

区 分	基 準	助 成 割 合	助 成 額
1～5 [略]	[略]	[略]	[略]
6 畑地帯総合整備型又は畑地帯総合整備中山間整備型 産地形成促進事業	高収益作物の作付面積の増加割合	基 本	生産基盤整備事業等の総事業費に左記の助成割合を乗じた金額を限度額とする。
	5パーセント以上 6パーセント未満	0.0625	
	6パーセント以上 7パーセント未満	0.0750	
	7パーセント以上 8パーセント未満	0.0875	
	8パーセント以上 9パーセント未満	0.1000	
	9パーセント以上 10パーセント未満	0.1125	
	10パーセント以上	0.1250	

※1 [略]

※2 [略]

別表 3

区 分	基 準	助 成 割 合	助 成 額
1～5 [略]	[略]	[略]	[略]

（新設）

※1 [略]

※2 [略]

別表 4（採択要件）

区 分	現 況	基 準	要 件
1 農地集積促進型  別紙 1 第 4 の 9 の (1) に定める集積率 要件	40 パーセント未満	50 パーセント以上と なること	担い手農地利用集積 率が左記のように増 加することが確実と 見込まれること
	40 パーセント以上 50 パーセント未満	10 パーセントポイン ト以上増加すること	
	50 パーセント以上 55 パーセント未満	60 パーセント以上と なること	
	55 パーセント以上 90 パーセント未満	5 パーセントポイン ト以上増加すること	
	90 パーセント以上 95 パーセント未満	95 パーセント以上と なること	
	95 パーセント以上	担い手への利用集積 が図られること	
2 畑地帯総合整備型 又は畑地帯総合整備 中山間地域型のう ち、調査・調整事業 を実施する場合  別紙 2 第 4 の 1 の (2) のイの集積率要 件	20 パーセント未満	30 パーセント以上と なること	<u>担い手農地利用集積</u> 率が左記のように増 加することが確実と 見込まれること
	20 パーセント以上 50 パーセント未満	10 パーセントポイン ト以上増加すること	
	50 パーセント以上 55 パーセント未満	60 パーセント以上と なること	
	55 パーセント以上 90 パーセント未満	5 パーセントポイン ト以上増加すること	
	90 パーセント以上 95 パーセント未満	95 パーセント以上と なること	
	95 パーセント以上	担い手への <u>利用集積</u> が図られること	

別表 4（採択要件）

区 分	現 況	基 準	要 件
1 農地集積促進型  別紙 1 第 4 の 9 の (1) に定める集積率 要件	40 パーセント未満	50 パーセント以上と なること	担い手農地利用集積 率が左記のように増 加することが確実と 見込まれること
	40 パーセント以上 50 パーセント未満	10 パーセントポイン ト以上増加すること	
	50 パーセント以上 55 パーセント未満	60 パーセント以上と なること	
	55 パーセント以上 90 パーセント未満	5 パーセントポイン ト以上増加すること	
	90 パーセント以上 95 パーセント未満	95 パーセント以上と なること	
	95 パーセント以上	担い手への利用集積 が図られること	
2 畑地帯総合整備型 又は畑地帯総合整備 中山間地域型のう ち、調査・調整事業 を実施する場合  別紙 2 第 4 の 1 の (2) のイの集約率要 件	20 パーセント未満	30 パーセント以上と なること	<u>担い手農地利用集約</u> 率が左記のように増 加することが確実と 見込まれること
	20 パーセント以上 50 パーセント未満	10 パーセントポイン ト以上増加すること	
	50 パーセント以上 55 パーセント未満	60 パーセント以上と なること	
	55 パーセント以上 90 パーセント未満	5 パーセントポイン ト以上増加すること	
	90 パーセント以上 95 パーセント未満	95 パーセント以上と なること	
	95 パーセント以上	担い手への <u>集約化</u> が 図られること	

<p>別紙 1（水利施設整備事業に係る運用）</p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 事業の内容 水利施設整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。 1～6 [略] 7 水利施設集約再編型 用排水施設整備事業を実施するものであって、国営造成施設又は都道府県営造成施設の老朽化等による機能低下がみられる地区において、<u>国営造成施設、都道府県営造成施設及び国営造成施設又は都道府県営造成施設と一体的に行う団体営事業により造成された農業用排水施設の集約・再編を伴う整備を行い、農業水利ストックの適正化に資するもの</u></p> <p><u>8 低炭素農業水利システム構築型</u> <u>農業水利施設等の省エネルギー化や再生可能エネルギー利用を図るものであって、下記の事業を実施するもの。</u> <u>(1) 別表 2 の生産基盤整備事業の事業種類の欄の(11)に掲げる事業を行うもの</u> <u>(2) 用排水施設整備事業を実施するものであって、(1)の事業と一体的に実施するもの</u></p> <p><u>9 洪水調節機能強化型</u> <u>(1) 洪水対策型</u> 別表 2 の生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)、(9)又は(10)に掲げる事業のうち 1 以上を実施するものであって、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年 12 月 12 日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づく治水協定の締結が完了している又は当該年度中に締結される見込みがある水系に存在する農業用ダム（以下「治水協定ダム」という。）及び治水協定ダム等と連動した操作が必要不可欠な施設における洪水調節機能の強化に資する対策事業を実施するもの <u>(2) 流域治水推進型</u> <u>用排水施設整備を実施するものであって、水田貯留機能の向上に向けた取組を行う地域において、老朽化した用排水機場、用排水路、調整池等の農業水利施設の一体的な整備を行い、流域治水の取組の推進に資するもの</u></p> <p>10 農地集積促進型 [略]</p> <p>11 簡易整備型 [略]</p> <p>第 3 事業実施主体 水利施設整備事業に係る要綱第 4 の農村振興局長が別に定める者は以下のとおり。</p>	<p>別紙 1（水利施設整備事業に係る運用）</p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 事業の内容 水利施設整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。 1～6 [略] 7 水利施設集約再編型 用排水施設整備事業を実施するものであって、国営造成施設又は都道府県営造成施設の老朽化等による機能低下がみられる地区において、農業用排水施設の集約・再編を伴う整備を行い、農業水利ストックの適正化に資するもの</p> <p>(新設)</p> <p><u>8 洪水調節機能強化型</u> 別表 2 の生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)、(9)又は(10)に掲げる事業のうち 1 以上を実施するものであって、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年 12 月 12 日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づく治水協定の締結が完了している又は当該年度中に締結される見込みがある水系に存在する農業用ダム（以下「治水協定ダム」という。）及び治水協定ダム等と連動した操作が必要不可欠な施設における洪水調節機能の強化に資する対策事業を実施するもの (新設)</p> <p>9 農地集積促進型 [略]</p> <p>10 簡易整備型 [略]</p> <p>第 3 事業実施主体 水利施設整備事業に係る要綱第 4 の農村振興局長が別に定める者は以下のとおり。</p>
---	---

<p>1 第2の1から7まで及び9の(2)の事業については都道府県（第2の6(2)の事業については都道府県又は市町村）</p> <p>2 第2の8及び9の(1)の事業については都道府県、市町村、土地改良区又は土地改良区連合</p> <p>3 第2の10の事業については、都道府県（指導事業の事業実施主体は、都道府県、都道府県土地改良事業団体連合会又は土地改良区、調査・調整事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等、農業経営高度化促進事業及び耕地利用高度化推進事業の事業実施主体は、都道府県、市町村又は土地改良区とする。）</p> <p>4 第2の11の事業については都道府県、市町村、土地改良区、土地改良区連合又は都道府県知事が適当と認める者</p> <p>第4 事業の採択要件 水利施設整備事業に係る要綱第6の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 水利施設集約再編型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。 (1) 受益面積がおおむね100ヘクタール（<u>田以外の農用地を受益地とするものについてはおおむね20ヘクタール</u>）以上であること。 (2)～(4) [略] (削る)</p> <p><u>8 低炭素農業水利システム構築型の実施に当たっては、省エネルギー化や再生可能エネルギー利用に向けた低炭素農業水利システム整備計画を策定すること。</u></p> <p><u>9 洪水調節機能強化型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。</u> <u>(1) 洪水対策型</u> <u>ア 治水協定の締結が完了している又は当該年度中に締結される見込みがある水系で実施すること。</u> <u>イ 治水協定ダムの洪水調節に利用可能な容量を増大させること又は事前放流等の円滑な実施に必要な施設整備であること。</u> <u>ウ 別表2の1の(10)緊急水管理システム整備事業の実施に際しては、河川管理者にデータを提供するための機器の整備に限ることとし、その対象は、治水協定により新たに整備を要するダムであること。</u> <u>エ 本事業を令第50条第1項第1号の2に掲げる都道府県営事業として実施する場合における、同号の農林水産大臣が定める基準は、第4の6の(4)に掲げるものとする。</u> <u>(2) 流域治水推進型</u> <u>ア 受益面積がおおむね200ヘクタール（田以外の農用地を受益地とするものについてはおおむね100ヘクタール）以上であること</u></p>	<p>1 第2の1から7の事業については都道府県（第2の6(2)の事業については都道府県又は市町村）</p> <p>2 第2の8の事業については都道府県、市町村、土地改良区又は土地改良区連合</p> <p>3 第2の9の事業については、都道府県（指導事業の事業実施主体は、都道府県、都道府県土地改良事業団体連合会又は土地改良区、調査・調整事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等、農業経営高度化促進事業及び耕地利用高度化推進事業の事業実施主体は、都道府県、市町村又は土地改良区とする。）</p> <p>4 第2の10の事業については都道府県、市町村、土地改良区、土地改良区連合又は都道府県知事が適当と認める者</p> <p>第4 事業の採択要件 水利施設整備事業に係る要綱第6の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 水利施設集約再編型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。 (1) 受益面積がおおむね100ヘクタール以上であること。  (2)～(4) [略] <u>(5) 本事業を令第50条第1項第1号の2に掲げる都道府県営事業として実施する場合における、同号の農林水産大臣が定める基準は、第4の6の(4)に掲げるものとする。</u> (新設)</p> <p><u>8 洪水調節機能強化型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。</u>  <u>(1) 治水協定の締結が完了している又は当該年度中に締結される見込みがある水系で実施すること。</u> <u>(2) 治水協定ダムの洪水調節に利用可能な容量を増大させること又は事前放流等の円滑な実施に必要な施設整備であること。</u> <u>(3) 別表2の1の(10)緊急水管理システム整備事業の実施に際しては、河川管理者にデータを提供するための機器の整備に限ることとし、その対象は、治水協定により新たに整備を要するダムであること。</u> <u>(4) 本事業を令第50条第1項第1号の2に掲げる都道府県営事業として実施する場合における、同号の農林水産大臣が定める基準は、第4の6の(4)に掲げるものとする。</u> (新設)</p>
--	--



イ 受益面積の 5 割以上で水田貯留機能の向上に向けた取組が実施又は実施見込みであること

ウ 以下のいずれかを満たす地域で実施すること

(7) 流域治水プロジェクト（次に掲げる通知に基づき策定・公表又は推進する「流域治水プロジェクト」をいう。）が策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの

① 流域治水プロジェクトの推進について（令和 2 年 6 月 10 日付け国水河計第 16 号・国水環第 26 号・国水治第 30 号・国水下事第 19 号・国水下流第 12 号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）

② 二級水系における流域治水プロジェクトの推進について（令和 2 年 10 月 27 日付け国水河計第 39 号・国水環第 61 号・国水治第 85 号・国水下事第 38 号・国水下流第 26 号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）

(4) 治水協定の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの

(5) 地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの

10 農地集積促進型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

(1) 受益面積の合計がおおむね 20 ヘクタール（中山間地域等にあつては 10 ヘクタール）以上であること。

(2) 第 2 の 10 の(1)又は(2)の事業の完了時において、担い手農地利用集積率が、事業開始時（別表 2 の農業経営高度化支援事業のうち、高度土地利用調整事業を生産基盤整備事業の開始年度以前に先行して実施している場合にあつては、当該高度土地利用調整事業の開始時。以下同じ。）に比べ別表 4 に示すとおり増加することが確実に見込まれること。

(3) 中心経営体農地集積促進事業を実施する場合にあつては、集積地域整備計画に定める目標年度において中心経営体集積率が 55%以上となること。

11 簡易整備型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

(1)～(3) [略]

## 第 5 計画の作成

水利施設整備事業に係る要綱第 7 の 1 の農村振興局長が別に定める書類とは、次に定めるとおりとする。

1～5 [略]

### 6 低炭素農業水利システム構築型

事業実施主体は、第 2 の 8 の事業を実施する場合には、別記様式第 12 号により、低炭素農業水利システム整備計画を作成するものとする。また、長寿命化対策を併せて行う場合については、別記様式第 6 号の機能保全計画の概要を作成するものとす

9 農地集積促進型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。  
(新設)

(1) 第 2 の 9 の(1)又は(2)の事業の完了時において、担い手農地利用集積率が、事業開始時（別表 2 の農業経営高度化支援事業のうち、高度土地利用調整事業を生産基盤整備事業の開始年度以前に先行して実施している場合にあつては、当該高度土地利用調整事業の開始時。以下同じ。）に比べ別表 4 に示すとおり増加することが確実に見込まれること。

(2) 中心経営体農地集積促進事業を実施する場合にあつては、集積地域整備計画に定める目標年度において中心経営体集積率が 55%以上となること。

10 簡易整備型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

(1)～(3) [略]

## 第 5 計画の作成

水利施設整備事業に係る要綱第 7 の 1 の農村振興局長が別に定める書類とは、次に定めるとおりとする。

1～5 [略]

(新設)

<p>る。</p> <p><u>7</u> 洪水調節機能強化型  <u>(1)</u> 事業実施主体は、第 2 の <u>9</u> の <u>(1)</u> の事業を実施する場合には、別記様式 <u>第 13 号</u> により洪水調節機能強化計画を作成するものとする。  <u>(2)</u> <u>都道府県知事は、第 2 の 9 の (2) の事業を実施する場合には、別記様式第 14 号により流域治水推進整備計画を作成するものとする。</u></p> <p><u>8</u> 農地集積促進型  都道府県知事は、農地集積促進型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、令第 50 条第 5 項の集積地域整備計画を作成するものとする。  (1)・(2) [略]  (3) 集積地域整備計画の様式は、別記様式 <u>第 15 号</u> によるものとする。  (4) 農業経営高度化支援事業  農地集積促進型において、<u>第 2 の 10 の (3) の場合には、農業経営高度化支援事業を行うときは、事業実施主体は別記様式第 16 号により農地集積促進計画を作成するものとする。</u></p> <p><u>9</u> 簡易整備型  簡易整備型に係る要綱第 7 の 1 の農村振興局長が別に定める書類とは、別記様式 <u>第 17 号</u> による水利施設整備計画とする。</p> <p>第 6 計画の変更等  次に定める変更があった場合は、それぞれに定める計画の変更を行うものとする。  1・2 [略]</p> <p><u>3</u> <u>事業実施主体は、低炭素農業水利システム構築型（法律補助を除く。）において、次に定めるいずれかに該当する場合は第 5 の 6 の低炭素農業水利システム整備計画を変更すること。</u>  <u>(1) 新たに施設を追加する場合又は施設を対象外とする場合</u>  <u>(2) 物価又は労賃の変動によるもの以外の事業費の 10 パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）</u></p> <p><u>4</u> 事業実施主体は、洪水調節機能強化型（法律補助を除く。）において、次に定めるいずれかに該当する場合は第 5 の <u>7</u> の洪水調節機能強化計画を変更すること。  (1)・(2) [略]</p> <p><u>5</u> 都道府県知事は、農地集積促進型において、第 5 の <u>8</u> に定める集積地域整備計画の変更があった場合には、地方農政局長等にその旨を報告するものとする。</p> <p><u>6</u> 事業実施主体は、簡易整備型において、次に定める変更があった場合は、第 5 の <u>9</u> の水利施設整備計画を変更するものとする。  (1)・(2) [略]</p>	<p><u>6</u> 洪水調節機能強化型  事業実施主体は、第 2 の <u>8</u> の事業を実施する場合には、別記様式 <u>第 12 号</u> により洪水調節機能強化計画を作成するものとする。  <u>(新設)</u></p> <p><u>7</u> 農地集積促進型  都道府県知事は、農地集積促進型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、令第 50 条第 5 項の集積地域整備計画を作成するものとする。  (1)・(2) [略]  (3) 集積地域整備計画の様式は、別記様式 <u>第 13 号</u> によるものとする。  (4) 農業経営高度化支援事業  農地集積促進型において、農業経営高度化支援事業を行うときは、事業実施主体は別記様式 <u>第 14 号</u> により農地集積促進計画を作成するものとする。</p> <p><u>8</u> 簡易整備型  簡易整備型に係る要綱第 7 の 1 の農村振興局長が別に定める書類とは、別記様式 <u>第 15 号</u> による水利施設整備計画とする。</p> <p>第 6 計画の変更等  次に定める変更があった場合は、それぞれに定める計画の変更を行うものとする。  1・2 [略]  <u>(新設)</u></p> <p><u>3</u> 事業実施主体は、洪水調節機能強化型（法律補助を除く。）において、次に定めるいずれかに該当する場合は第 5 の <u>6</u> の洪水調節機能強化計画を変更すること。  (1)・(2) [略]</p> <p><u>4</u> 都道府県知事は、農地集積促進型において、第 5 の <u>7</u> に定める集積地域整備計画 <u>(別表 2 の区分の欄の 4 農業経営高度化支援事業を行う場合にあっては、農業経営高度化計画を含む。)</u> の変更があった場合には、地方農政局長等にその旨を報告するものとする。</p> <p><u>5</u> 事業実施主体は、簡易整備型において、次に定める変更があった場合は、第 5 の <u>8</u> の水利施設整備計画を変更するものとする。  (1)・(2) [略]</p>
--	--

第 7 事業の達成状況報告

水利施設整備事業に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

- 1 都道府県知事は、排水対策特別型においては、事業完了後速やかに別記様式第 18 号により水田利活用の実績について報告するものとする。
- 2 都道府県知事又は市町村長は、基幹水利施設保全型（法律補助を除く。）においては、事業実施年度の翌年度の 6 月末日までに別記様式第 19 号により事業実施結果を報告するものとする。
- 3 洪水調節機能強化型のうち流域治水推進型においては、流域治水推進整備計画に定める目標年度の翌年度の 6 月末日までに別記様式第 20 号により行うものとする。
- 4 農地集積促進型においては、集積地域整備計画又は農地集積促進計画に定める目標年度の 3 月末日までに、別記様式第 21 号により行うものとする。
- 5 簡易整備型に係る達成状況報告は、事業実施年度の翌年度の 6 月末日までに別記様式第 22 号により行うものとする。

第 8 その他

- 1 第 2 の 6、8、9 の (1) 及び 11 の事業及び別表 2 の区分 2 から 4 までの事業については、法による土地改良事業以外の事業として実施できるものとしているので留意されたい。
- 2～5 [略]

第 7 事業の達成状況報告

水利施設整備事業に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

- 1 都道府県知事は、排水対策特別型においては、事業完了後速やかに別記様式第 16 号により水田利活用の実績について報告するものとする。
  - 2 都道府県知事又は市町村長は、基幹水利施設保全型（法律補助を除く。）においては、事業実施年度の翌年度の 6 月末日までに別記様式第 17 号により事業実施結果を報告するものとする。
- (新設)
- 3 農地集積促進型においては、集積地域整備計画又は農地集積促進計画に定める目標年度の 3 月末日までに、別記様式第 18 号により行うものとする。
  - 4 簡易整備型に係る達成状況報告は、事業実施年度の翌年度の 6 月末日までに別記様式第 19 号により行うものとする。

第 8 その他

- 1 第 2 の 6、8 及び 10 の事業及び別表 2 の区分 2 から 4 までの事業については、法による土地改良事業以外の事業として実施できるものとしているので留意されたい。
- 2～5 [略]

別記様式第 1 号～第 9 号 [略]  
別記様式第 10 号

集約再編計画の概要

1 集約再編の考え方						
2 現況施設の概要	施設名称	造成時期(完成)	受益面積 (ha)	造成事業	造成主体	主要諸元
	○○機場					○ m <sup>3</sup> /s
	△△機場					○ m <sup>3</sup> /s
	□□水路					
	××水路					
3 集約後の施設の概要	施設名称	対策	受益面積 (ha)	主要諸元		
	○○機場	更新		△ m <sup>3</sup> /s		
	□□水路	更新				
	◎◎水路	新設				
	××水路	廃止				
4 総費用	①現況施設を更新した場合	総費用	当該事業に要する事業費	当該事業により整備される施設及びすべての既存施設の資産価額	耐用年数が終了した一部施設の再整備費	評価期間終了時点の関連するすべての施設の資産価額
	②施設の集約再編を行う場合	総費用	当該事業に要する事業費	当該事業により整備される施設及びすべての既存施設の資産価額	耐用年数が終了した一部施設の再整備費	評価期間終了時点の関連するすべての施設の資産価額

※「2 現況施設の概要」及び「3 集約後の施設の概要」については必要に応じて行を追加

別記様式第 1 号～第 9 号 [略]  
別記様式第 10 号

集約再編計画の概要

1 集約再編の考え方						
2 現況施設の概要	施設名称	造成時期(完成)	受益面積 (ha)	造成事業	主要諸元	
	○○機場				○ m <sup>3</sup> /s	
	△△機場				○ m <sup>3</sup> /s	
	□□水路					
	××水路					
3 集約後の施設の概要	施設名称	対策	受益面積 (ha)	主要諸元		
	○○機場	更新		△ m <sup>3</sup> /s		
	□□水路	更新				
	◎◎水路	新設				
	××水路	廃止				
4 総費用	①現況施設を更新した場合	総費用	当該事業に要する事業費	当該事業により整備される施設及びすべての既存施設の資産価額	耐用年数が終了した一部施設の再整備費	評価期間終了時点の関連するすべての施設の資産価額
	②施設の集約再編を行う場合	総費用	当該事業に要する事業費	当該事業により整備される施設及びすべての既存施設の資産価額	耐用年数が終了した一部施設の再整備費	評価期間終了時点の関連するすべての施設の資産価額

※「2 現況施設の概要」及び「3 集約後の施設の概要」については必要に応じて行を追加

別記様式第 11 号 [略]

別記様式第 12 号

〇〇地区 低炭素農業水利システム整備計画

地区名		局名					
都道府県		事業主体					
関係市町村	関係土地改良区	受益面積	事業費				
		ha	千円				
			工期				
			年度				
			～				
地域指定等							
現況 (事業の必要性)							
(省エネルギー化や再生可能エネルギー利用を行う背景や目的を記載)							
省エネルギー化、再生可能エネルギー利用の取組方針							
(高効率設備の導入による省エネルギー化や小水力発電施設等の再生可能エネルギーの利用による、低炭素農業水利システムの構築に向けた整備の概要を記載)							
施設整備の概要	名称	主要諸元	新設/ 変更	基本事業計画 <sup>※1</sup>			整備内容
				受益面積	造成工期	造成工事費	
(記載例)	〇〇排水機場		変更	ha	年度 ～	千円	高効率ポンプへの更新
	〇〇発電所		新設	=	=	=	小水力発電施設の 新設
	〇〇用水路		変更	ha	年度 ～	千円	併せ行う長 寿命化対策 <sup>※2</sup>
維持管理対象施設 <sup>※3</sup> の概要	名称	主要諸元	受益面積 <sup>※3</sup>	基本事業計画 <sup>※1</sup>		維持管理費軽減等の内容	
				造成工期	造成工事費		
(記載例)	〇〇排水機場		ha	年度 ～	千円	・省エネルギー化による 維持管理費の軽減 ・余剰電力の売電収益を 施設の維持管理費に充当	
	〇〇用水機場		ha	年度 ～	千円	・〇〇小水力発電施設の 発電電力を施設に供給。 ・余剰電力の売電収益を 施設の維持管理費に充当	

別記様式第 11 号 [略]

(新設)

<u>現況（維持管理対象施設での使用エネルギー）</u> ※4			
<u>事業実施前の年間エネルギー使用量</u>		<u>事業実施前の単位当たりエネルギー使用量</u>	
<u>電力、燃料等</u>	<u>エネルギー使用量</u>	<u>電力、燃料等</u>	<u>エネルギー使用量</u>
<u>kWh</u>	<u>kl</u>	<u>kWh</u>	<u>kl</u>
<u>目標①：省エネルギー化の場合</u> ※4			
<u>年間エネルギー使用量に対する削減量</u>		<u>単位当たりエネルギー使用量の削減量</u>	
<u>電力、燃料等</u>	<u>エネルギー使用量</u>	<u>電力、燃料等</u>	<u>エネルギー使用量</u>
<u>kWh</u>	<u>kl</u>	<u>kWh</u>	<u>kl</u>
<u>目標②：再生可能エネルギー利用の場合</u> ※4			
<u>発電電力量</u>		<u>エネルギー活用量</u>	
<u>kWh</u>		<u>kl</u>	
<u>各種協議状況</u> ※5			
<u>発電施設の予定管理者及び予定管理方法</u> ※5			
<u>費用の負担方法</u>			

※1 農業水利施設の変更（集約再編に伴う廃止を含む）となる場合に記載（発電施設の新設の場合は記載不要。）

※2 省エネルギー化・再生可能エネルギー利用のための整備に併せて、農業水利施設の長寿命化対策を実施する場合は、別紙様式第6号の機能保全計画の概要を添付すること

※3 「発電電力の活用や売電収入が維持管理費に充当される」又は「省エネルギー化による維持管理費の軽減等の恩恵を受ける」全ての施設

※4 エネルギー使用量および活用量は原油換算しkl単位で記載。

※5 再生可能エネルギー利用の整備を行う場合のみ記載

別記様式第 13 号

洪水調節機能強化計画（洪水対策型の場合）

地区名				局名			
都道府県名				事業主体			
関係市町村名	受益面積			受益戸数	事業費	予定工期	
	水田	畑	計				
	ha	ha	ha	戸	千円	年度	～
現況 (事業の 必要性)	(対象施設の状況、洪水調節機能の強化のための対策工事等の必要性等について具体的に記載する。)						
治水協定の縮結状況	縮結(予定)年月日			水系名			
概要	名称	主要諸元		受益面積	造成事業	造成工期	施設管理者
	〇〇 ダム	形式、堤高、堤長、堤体積、有効貯水量、計画洪水量、余水吐形式、取水設備形式等		ha		年度 ～	
	〇〇 頭首工	形式、堤高、堤長、取水量、計画洪水量、基礎、護床工型式、附帯設備等					
施設整備 計画	事業種類		整備内容			事業費	
	(1) 農業用排水施設整備事業					千円	
	(2) 堆砂対策事業					千円	
(3) 緊急水管理システム整備事業					千円		

※ 縮結した治水協定の写しを必要に応じて添付する

別記様式第 12 号

洪水調節機能強化計画

地区名				局名			
都道府県名				事業主体			
関係市町村名	受益面積			受益戸数	事業費	予定工期	
	水田	畑	計				
	ha	ha	ha	戸	千円	年度	～
現況 (事業の 必要性)	(対象施設の状況、洪水調節機能の強化のための対策工事等の必要性等について具体的に記載する。)						
治水協定の縮結状況	縮結(予定)年月日			水系名			
概要	名称	主要諸元		受益面積	造成事業	造成工期	施設管理者
	〇〇 ダム	形式、堤高、堤長、堤体積、有効貯水量、計画洪水量、余水吐形式、取水設備形式等		ha		年度 ～	
	〇〇 頭首工	形式、堤高、堤長、取水量、計画洪水量、基礎、護床工型式、附帯設備等					
施設整備 計画	事業種類		整備内容			事業費	
	(1) 農業用排水施設整備事業					千円	
	(2) 堆砂対策事業					千円	
(3) 緊急水管理システム整備事業					千円		

※ 縮結した治水協定の写しを必要に応じて添付する

別記様式第 14 号						
流域治水推進整備計画						
地区名				局名		
都道府県名				事業主体		
関係市町村名	受益面積			受益戸数	事業費	予定工期
	水田	畑	計			
	ha	ha	ha	戸	千円	年度 ～
現況 (事業の必要性)	〔田んぼダムへの取組状況、流域治水対策の推進のための対策工事等の必要性等について具体的に記載する。〕					
流域治水プロジェクトの策定状況	策定(予定)年月日			水系名		
治水協定の締結状況	締結(予定)年月日			水系名		
地方自治体が策定する防災に係る計画・協定への位置付け	計画・協定への位置付け(予定)年月日			位置付け内容		
対象施設  概要	名称	主要諸元		受益面積	造成事業	造成工期
	○○ 頭首工	形式、堤高、堤長、取水量、 計画洪水量、基礎、護床工型式、 附帯設備等		ha		年度 ～
	○○ 機場	形式、実揚程、揚水量、原 動機、基礎等		ha		年度 ～
施設整備 計画	対象施設	整備内容				

(新設)



○ 水利施設等保全高度化事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2703 号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

<u>関連事業 の実施状 況</u>	<u>事業名</u>	<u>地区名</u>	<u>整備内容</u>	
<u>水田貯 留機能 向上の 取組の 実施面 積</u>	<u>地区内面積 (ha)</u>		<u>地区外面積 (ha)</u>	
	<u>現況</u>	<u>目標年度 (〇〇年)</u>	<u>現況</u>	<u>目標年度 (〇〇年)</u>

水田の雨水貯留機能の向上を推進する活動の対象区域図

別記様式第 15 号～第 19 号 [略]

別記様式第 20 号

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては、農林水産省農村振興局長 殿  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

都 道 府 県 知 事 名

水利施設等保全高度化事業  
洪水調節機能強化型(流域治水推進型)達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙 1 第 7 の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 事業実施状況

地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完工 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業名	実施した関連支援 事業の内容	備考

※ 1: 「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、国営農地再編整備事業、農業競争力強化農地整備事業等の名称を記入する。

2 事業達成状況（水田貯留機能向上の取組の実施面積）

事業実施主体名	生産基盤整備 事業等の 地区面積 (ha)	地区内の取組面積 (ha)			地区外の取組面積 (ha)		
		実施前	目標年度 (〇年)	〇〇年度まで (割合%)	実施前	目標年度 (〇年)	〇〇年度まで (割合%)
			( )	( )		( )	( )
			( )	( )		( )	( )
			( )	( )		( )	( )
			( )	( )		( )	( )

( ) : 取組の目標年度、地区における取組面積割合を記載

別記様式第 21 号

水利施設等保全高度化事業農地集積促進型達成状況報告書 [略]

別記様式第 13 号～第 17 号 [略]

(新設)

別記様式第 18 号

水利施設等保全高度化事業農地集積促進型達成状況報告書 [略]

○ 水利施設等保全高度化事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2703 号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

別記様式 第 22 号

番 号  
年 月 日

（都道府県知事経由）

農林水産省〇〇 農政局長 殿  
北海道にあつては、農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都 道 府 県 知 事 名  
市 町 村 長 名  
土 地 改 良 区 理 事 長 名

水利施設等保全高度化事業（簡易整備型）達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙 1 第 7 の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

（別紙）

地 区 名	事 業 概 要

別記様式 第 19 号

番 号  
年 月 日

（都道府県知事経由）

農林水産省〇〇 農政局長 殿  
北海道にあつては、農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都 道 府 県 知 事 名  
市 町 村 長 名  
土 地 改 良 区 理 事 長 名

水利施設等保全高度化事業（簡易整備型）達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の 第 8 の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

（別紙）

地 区 名	事 業 概 要

<p>別紙 2（畑地帯総合整備事業に係る運用）</p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 事業の内容 畑地帯総合整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 畑地帯総合整備型</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 令 50 条第 1 項第 11 号に基づく、畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画（以下「高度化整備計画」という。）により事業を実施する場合（以下「担い手支援対策」という。）</p> <p>ア [略]</p> <p>イ アの事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の(3)、(4)、(6)、(7)及び(8)並びに別表 2 の区分の欄の 2、<u>3</u>及び<u>4の(2)</u>の事業の事業種類の欄に掲げる事業のうちアの事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの</p> <p>ウ～カ [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>第 3・第 4 [略]</p> <p>第 5 計画の作成 畑地帯総合整備事業に係る要綱第 7 の 1 の農村振興局長が別に定める書類とは、次に定めるとおりとする。</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 共通事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 農業経営高度化支援事業 以下の場合において、農業経営高度化支援事業を行うときは、事業実施主体は次の計画を作成するものとする。</p> <p>ア <u>畑地帯総合整備型</u>及び畑地帯総合整備中山間地域型においては、別記様式第 7 号により農業経営高度化計画を作成するものとする。</p> <p>イ [略]</p> <p>第 6 計画の変更等 次に定める変更があった場合は、それぞれに定める計画の変更を行うものとする。</p> <p>1 [略]</p> <p>2 都道府県知事は、<u>畑地帯総合整備型</u>（担い手支援対策）及び畑地帯総合整備中山間地域型（担い手支援対策）（ただし、単独土層改良、単独営農用水及び単独水管理施設</p>	<p>別紙 2（畑地帯総合整備事業に係る運用）</p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 事業の内容 畑地帯総合整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 畑地帯総合整備型</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 令 50 条第 1 項第 11 号に基づく、畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画（以下「高度化整備計画」という。）により事業を実施する場合（以下「担い手支援対策」という。）</p> <p>ア [略]</p> <p>イ アの事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の(3)、(4)、(6)、(7)及び(8)並びに別表 2 の区分の欄の 2 及び<u>3</u>の事業の事業種類の欄に掲げる事業のうちアの事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの</p> <p>ウ～カ [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>第 3・第 4 [略]</p> <p>第 5 計画の作成 畑地帯総合整備事業に係る要綱第 7 の 1 の農村振興局長が別に定める書類とは、次に定めるとおりとする。</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 共通事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 農業経営高度化支援事業 以下の場合において、農業経営高度化支援事業を行うときは、事業実施主体は次の計画を作成するものとする。</p> <p>ア <u>畑地帯総合整備事業(担い手育成対策)</u>及び畑地帯総合整備中山間地域型(<u>担い手育成対策</u>)においては、別記様式第 7 号により農業経営高度化計画を作成するものとする。</p> <p>イ [略]</p> <p>第 6 計画の変更等 次に定める変更があった場合は、それぞれに定める計画の変更を行うものとする。</p> <p>1 [略]</p> <p>2 都道府県知事は、<u>畑地帯総合整備事業</u>（担い手支援対策）及び畑地帯総合整備中山間地域型（担い手支援対策）（ただし、単独土層改良、単独営農用水及び単独水管理施設</p>
--	---

<p>を除く。）において、以下に掲げるいずれかの理由により基本計画の変更があった場合には、その内容を踏まえて高度化整備計画の変更を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>第7 事業の達成状況報告</p> <p>畑地帯総合整備事業に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>1 都道府県知事は、畑地帯総合整備型及び畑地帯総合整備中山間地域型（農業経営高度化支援事業を実施する場合に限る。）においては、生産基盤整備事業等の完了年度の3月末日までに、別記様式第9号により行うものとする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>第8 その他</p> <p>1 高収益作物転換型及び別表2の区分2から4までの事業は、法による土地改良事業以外の事業として実施できるものとしているので、留意されたい。</p> <p>2 高収益作物導入促進型及び高収益作物転換型において、農業経営高度化支援事業を実施する場合にあっては、生産基盤整備事業と一体で申請するものとする。</p> <p><u>3 畑地帯総合整備型及び畑地帯総合整備中山間地域型であって、産地形成促進事業を活用する場合にあっては、都道府県又は産地形成促進事業の事業実施主体は、農業経営高度化計画の内容のうち作付計画の情報について、当該農地が存在する区域を所管する地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要領（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）の第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会をいう。以下同じ。）に対して、事業採択通知書の交付を受けた後又は農業経営高度化計画の変更を行った後、速やかに情報提供を行うこと。</u></p> <p>4 高収益作物導入促進型にあっては、都道府県又は産地形成促進事業の事業実施主体は、導入促進整備計画又は産地形成促進事業計画の内容のうち作付計画の情報について、当該農地が存在する区域を所管する地域農業再生協議会に対して、事業採択通知書の交付を受けた後又は導入促進整備計画若しくは産地形成促進事業計画の変更を行った後、速やかに情報提供を行うこと。</p> <p>5 高収益作物転換型にあっては、第3の2に定める事業実施主体は、導入促進整備計画の内容のうち、作付計画の情報について、当該農地が存在する区域を所管する地域農業再生協議会及び水田農業高収益化推進計画の策定主体に対して、事業採択通知書の交付を受けた後又は導入促進整備計画の変更を行った後、速やかに情報提供を行うこと。</p> <p>6 畑地帯総合整備型及び畑地帯総合整備中山間地域型に係る実施計画や換地計画の策定を行う場合にあっては、農業競争力強化農地整備事業実施要領の別紙2の実施計画等策定事業に係る運用を適用するものとする。</p>	<p>を除く。）において、以下に掲げるいずれかの理由により基本計画の変更があった場合には、その内容を踏まえて高度化整備計画の変更を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>第7 事業の達成状況報告</p> <p>畑地帯総合整備事業に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>1 都道府県知事は、畑地帯総合整備型<u>（担い手育成対策）</u>及び畑地帯総合整備中山間地域型<u>（担い手育成対策）</u>（農業経営高度化支援事業を実施する場合に限る。）においては、生産基盤整備事業等の完了年度の3月末日までに、別記様式第9号により行うものとする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>第8 その他</p> <p>1 高収益作物転換型及び別表2の区分2から4までの事業は、法による土地改良事業以外の事業として実施できるものとしているので、留意されたい。</p> <p>2 高収益作物導入促進型及び高収益作物転換型において、農業経営高度化支援事業を実施する場合にあっては、生産基盤整備事業と一体で申請するものとする。</p> <p><b>（新設）</b></p> <p><u>3 高収益作物導入促進型にあっては、都道府県又は産地形成促進事業の事業実施主体は、導入促進整備計画又は産地形成促進事業計画の内容のうち作付計画の情報について、当該農地が存在する区域を所管する地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要領（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）の第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会をいう。以下同じ。）に対して、事業採択通知書の交付を受けた後又は導入促進整備計画若しくは産地形成促進事業計画の変更を行った後、速やかに情報提供を行うこと。</u></p> <p>4 高収益作物転換型にあっては、第3の2に定める事業実施主体は、導入促進整備計画の内容のうち、作付計画の情報について、当該農地が存在する区域を所管する地域農業再生協議会及び水田農業高収益化推進計画の策定主体に対して、事業採択通知書の交付を受けた後又は導入促進整備計画の変更を行った後、速やかに情報提供を行うこと。</p> <p>5 畑地帯総合整備型及び畑地帯総合整備中山間地域型に係る実施計画や換地計画の策定<u>又は農村環境計画の策定のための調査・調整等</u>を行う場合にあっては、農業競争力強化農地整備事業実施要領の別紙2の実施計画等策定事業に係る運用<u>又は別紙4</u></p>
--	--

7 畑地帯総合整備事業に係る農村環境計画の策定のための調査・調整等を行う場合にあっては、農業競争力強化農地整備事業実施要領の別紙 4 の農村環境計画策定事業に係る運用を適用するものとする。

8 令和 2 年度以前に採択された地区で令和 3 年度以降も実施する地区のうち、「畑地帯総合整備中山間地域型」の要件に合致する地区については、「畑地帯総合整備中山間地域型」として要綱第 7 の申請及び採択が行われたものとみなす。

の農村環境計画策定事業に係る運用を適用するものとする。  
(新設)

6 令和 2 年度以前に採択された地区で令和 3 年度以降も実施する地区のうち、「畑地帯総合整備中山間地域型」の要件に合致する地区については、「畑地帯総合整備中山間地域型」として要綱第 7 の申請及び採択が行われたものとみなす。

別紙様式第 1 号～第 6 号 [略]

別紙様式第 7 号  
農業経営高度化計画

- 1 生産基盤整備事業等の概要 [略]
- 2 高度化支援事業の概要
  - (1) 全体計画 [略]
  - (2) 中心経営体への農地集積・集約化計画

区分	農用地面積 (ha) A	中心経営体の 利用集積面積 (ha) B=C+D+E	中心経営 体の所有 面積 (ha) C	中心経営 体の使用 収益種面積 (ha) D	中心経営 体の基幹 作業受託 面積 (ha) E	中心経営体 の集約化 面積 (ha) F	中心経営体 集積率 (%) B/A	中心経営体 利用集積面 積に占める 集約化率 (%) F/B	助成割合 (%)
事業実施前 (○年度)									
生産基盤整備 事業等完了時 (○年度)									
要件達成確認 時 (○年度)									
目標年度 (○年度)									

注 1：担い手育成対策のみ記載。

(3) 水田の樹園地化計画

現況の農用地面積 (ha)		生産基盤整備完了後の目標年度 (○年度) の農用地面積 (ha)					
小計	うち畑地面積 (樹園地含 む) (ha)	うち水 田面積 (ha)	水田の樹園 地化面積割 合 (A)=(C)/(B)	小計 (B)	うち畑地面積 (樹園地含 む) (ha)	うち水田面積 (ha)	うち水田を樹園地化した面積 (ha)

注 1：担い手育成対策において、高収益作物転換加算を活用する場合に記載。

別紙様式第 1 号～第 6 号 [略]

別紙様式第 7 号  
農業経営高度化計画

- 1 生産基盤整備事業等の概要 [略]
- 2 高度化支援事業の概要
  - (1) 全体計画 [略]
  - (2) 中心経営体への農地集積・集約化計画

区分	農用地面積 (ha) A	中心経営体の 利用集積面積 (ha) B=C+D+E	中心経営 体の所有 面積 (ha) C	中心経営 体の使用 収益種面積 (ha) D	中心経営 体の基幹 作業受託 面積 (ha) E	中心経営体 の集約化 面積 (ha) F	中心経営体 集積率 (%) B/A	中心経営体 利用集積面 積に占める 集約化率 (%) F/B	助成割合 (%)
事業実施前 (○年度)									
生産基盤整備 事業等完了時 (○年度)									
要件達成確認 時 (○年度)									
目標年度 (○年度)									

(新設)

(3) 水田の樹園地化計画

現況の農用地面積 (ha)		生産基盤整備完了後の目標年度 (○年度) の農用地面積 (ha)					
小計	うち畑地面積 (樹園地含 む) (ha)	うち水 田面積 (ha)	水田の樹園 地化面積割 合 (A)=(C)/(B)	小計 (B)	うち畑地面積 (樹園地含 む) (ha)	うち水田面積 (ha)	うち水田を樹園地化した面積 (ha)

注 1：高収益作物転換加算を活用する場合に記載。

（4）高収益作物の導入目標年度及び作付計画

（新設）

区分	事業実施前(R〇年度) ※4	農業生産 基盤整備 事業完了 年度 (R〇年度)	事業完了後から目標年度（事業完了後〇年目） 目標年度の値 S ※5					事業完了 前から目 標年度の 値を減ず る T=R-S
			完了後 1年目 (R〇年 度)	完了後 2年目 (R〇年 度)	完了後 3年目 (R〇年 度)	完了後 4年目 (R〇年 度)	完了後 5年目 (R〇年 度)	
農用地面積 (ha)	R							
作付面積（農作含む）	A							
畑地化面積 (ha)	B=C+D+E							
うち高収益作物作付面積 (ha)	C							
代表的な高収益作物名								
うち戦略作物作付面積 ※1 (ha)	D							
うちその他の畑作物の作付面積 (ha)	E							
畑作物に軸足を置いた汎用化面積 ※2 (ha)	F=G+H+I+J							
うち高収益作物作付面積 (ha)	G							
代表的な高収益作物名								
うち水稲類作付面積 (ha)	H							
うち戦略作物作付面積 (ha)	I							
うちその他の畑作物の作付面積 (ha)	J							
水田等面積 ※3 (ha)	K=L+M+N							
うち水稲類作付面積 (ha)	L							
うち戦略作物作付面積 (ha)	M							
うちその他の畑作物の作付面積 (ha)	N							
高収益作物作付面積計 (ha)	O=C+G							
戦略作物作付面積計 (ha)	P=D+I+M							
農用地面積に占める高収益作物作付面積割合 (%)	Q=O/A×100							

※1：「戦略作物」とは、経営所得安定対策等実施要綱第2の6の(1)に掲げる作物をいう。  
 ※2：「畑作物に軸足を置いた汎用化」とは、畑作物として麦・大豆だけではなく野菜等を積極的に導入し、畑作物からも高収益を得られる農業経営を目指す水田の畑作利用をいう。  
 ※3：「水田等」とは、高収益作物を導入しない水田をいう。  
 ※4：他事業から移行する場合は、移行後の作付面積増加割合を評価するため、移行する直近の現況作付面積を入力する。  
 ※5：完了後1年目から目標年度までの項目を記載する。  
 注1：産地形成促進事業を活用する場合に記載。  
 注2：2年3作等を行う場合にあっては、作付面積・作物を前年・後年のどちらかに記載。



別紙様式第 8 号・第 9 号 [略]

別紙様式第 10 号

- 1 [略]
- 2 事業達成状況

(1) 農地利用集積の推進

ア 担い手への農地利用集積の実績

区分	農用地面積 (ha) A	担い手の 利用集積面積 (ha) B=C+D+E				農用地面積に 占める担い手の 利用集積率(%) B/A
		担い手の 所有面積 (ha) C	担い手の使 用収益権 面積 (ha) D	担い手の 基幹 3 作業 受託面積 (ha) E		
事業実施前						
計画	( )	( )	( )	( )	( )	( )
〇〇年度 まで						

上段 ( ) : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 活性化計画目標年度

注 1 : 担い手育成対策のみ記載。

イ 中心経営体への農地集積・集約化の実績

区分	農用地面 積 (ha) A	中心経営 体の利用 集積面積 (ha) B=C+D+E	中心経営 体の所有 面積 (ha) C	中心経営 体の使用収益 権面積 (ha) D	中心経営 体の基幹 3 作 業受託面積 (ha) E	中心経営 体の集約化面 積 (ha) F	中心経営 体の集積率 (%) B/A	中心経営 体利用集積面積に 占める集約化 率 (%) F/B	助成割合 (%)
計画	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
〇〇年度まで									

上段 ( ) : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 活性化計画目標年度

注 1 : 担い手育成対策のみ記載。

別紙様式第 8 号・第 9 号 [略]

別紙様式第 10 号

- 1 [略]
- 2 事業達成状況

(1) 農地利用集積の推進

ア 担い手への農地利用集積の実績

区分	農用地面積 (ha) A	担い手の 利用集積面積 (ha) B=C+D+E				農用地面積に 占める担い手の 利用集積率(%) B/A
		担い手の 所有面積 (ha) C	担い手の使 用収益権 面積 (ha) D	担い手の 基幹 3 作業 受託面積 (ha) E		
事業実施前						
計画	( )	( )	( )	( )	( )	( )
〇〇年度 まで						

上段 ( ) : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 活性化計画目標年度

(新設)

イ 中心経営体への農地集積・集約化の実績

区分	農用地面 積 (ha) A	中心経営 体の利用 集積面積 (ha) B=C+D+E	中心経営 体の所有 面積 (ha) C	中心経営 体の使用収益 権面積 (ha) D	中心経営 体の基幹 3 作 業受託面積 (ha) E	中心経営 体の集約化面 積 (ha) F	中心経営 体の集積率 (%) B/A	中心経営 体利用集積面積に 占める集約化 率 (%) F/B	助成割合 (%)
計画	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
〇〇年度まで									


上段 ( ) : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 活性化計画目標年度

(新設)

ウ 農業経営高度化促進事業の実績

農業経営高度化促進事業において、通年施行により、農用地の集積・集約化の促進支援をする場合にあつては、下記の工事工程計画を作成する。

平成〇〇年度 工事工程計画	
事業名	〇〇事業
地区名	〇〇地区
工期	H〇〇～H〇〇
所在地	〇〇町
事業主体名	〇〇土地改良区
交付金額	〇〇,〇〇 ha
総事業費 (千円)	〇,〇〇〇,〇〇〇
補助率	〇〇 %
中心経営体 集積率 (%)	〇〇.〇 %
助成割合 (集積率)	〇.〇 %
交付総額 (事業費)	〇〇〇,〇〇〇 千円
全体集積 面積	〇〇 ha
国土事業 集積面積	〇〇 ha



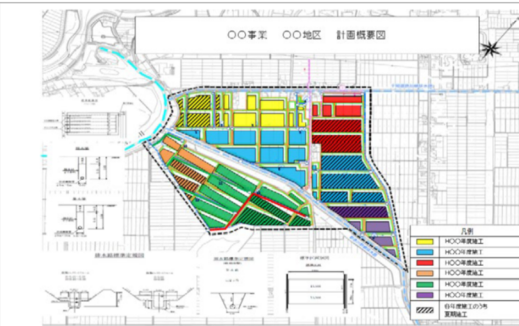
全体事業計画及び実績															
対象工事	計画 実績	H〇〇	H〇〇	H〇〇	H〇〇	H〇〇	H〇〇	H〇〇	H〇〇	H〇〇	H〇〇	H〇〇	H〇〇	H〇〇	合計
		国土事業													
国土事業集積	計画 実績														
うち夏期施工面積	計画 実績														
交付対象面積 (ha)															
交付金額 (千円/10a)															
交付金額 (千円)															
うち国費 (千円)															
地元負担 (千円)															

注 1：担い手育成対策のみ記載。

ウ 農業経営高度化促進事業の実績

農業経営高度化促進事業において、通年施行により、農用地の集積・集約化の促進支援をする場合にあつては、下記の工事工程計画を作成する。

平成〇〇年度 工事工程計画	
事業名	〇〇事業
地区名	〇〇地区
工期	H〇〇～H〇〇
所在地	〇〇町
事業主体名	〇〇土地改良区
交付金額	〇〇,〇〇 ha
総事業費 (千円)	〇,〇〇〇,〇〇〇
補助率	〇〇 %
中心経営体 集積率 (%)	〇〇.〇 %
助成割合 (集積率)	〇.〇 %
交付総額 (事業費)	〇〇〇,〇〇〇 千円
全体集積 面積	〇〇 ha
国土事業 集積面積	〇〇 ha



全体事業計画及び実績															
対象工事	計画 実績	H〇〇	H〇〇	H〇〇	H〇〇	H〇〇	H〇〇	H〇〇	H〇〇	H〇〇	H〇〇	H〇〇	H〇〇	H〇〇	合計
		国土事業													
国土事業集積	計画 実績														
うち夏期施工面積	計画 実績														
交付対象面積 (ha)															
交付金額 (千円/10a)															
交付金額 (千円)															
うち国費 (千円)															
地元負担 (千円)															

(新設)

(2) 担い手別農地利用集積方法

権利等の種類	担い手区分											計
	農業者		農地所有		生産組織	特定農業団体等	その他法人	今後育成すべき農業者	計			
	人数	面積 (ha)	うち認定農業者	適格法人					うち認定農業者	人数	面積 (ha)	
					人数	面積 (ha)						
自己所有地												
賃貸権設定												
経営受託												
基幹作業受託												
計												

注1：担い手育成対策のみ記載。

注2：担い手の区分欄については、別記1の第1の3の規定に基づいて記載するものとする。

注3：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(3) 担い手育成の実績

区分	農業者 (人)	うち認定 農業者	農地所有 適格法人 (法人)	うち認定 農業者	生産組織 (組織)	特定農業 団体等 (団体)	その他 法人	今後育成す べき農業者 (人等)
計画時								
目標								
実績(〇〇年度まで)								

注1：担い手育成対策のみ記載。

(4) 農地利用集積の実績

現況の農用地面積 (ha)			生産基盤整備事業等完了時 (〇年度) の農用地面積 (ha)						
小計	うち畑地面積 (樹園地含 む) (ha)	うち水田面積 (ha)	水田の樹園 地化面積割 合 (A)=(C)/(B)	小計 (B)	うち畑地面積 (樹園地含 む) (ha)	うち水田面積 (ha)	うち水田を樹園地化した面積 (ha)	計	
								小計 (C)	(品目)

注1：担い手育成対策において、高収益作物転換加算を活用する場合に記載。

(2) 担い手別農地利用集積方法

権利等の種類	担い手区分											計
	農業者		農地所有		生産組織	特定農業団体等	その他法人	今後育成すべき農業者	計			
	人数	面積 (ha)	うち認定農業者	適格法人					うち認定農業者	人数	面積 (ha)	
					人数	面積 (ha)						
自己所有地												
賃貸権設定												
経営受託												
基幹作業受託												
計												

(新設)

注1：担い手の区分欄については、別紙2-1の第2の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(3) 担い手育成の実績

区分	農業者 (人)	うち認定 農業者	農地所有 適格法人 (法人)	うち認定 農業者	生産組織 (組織)	特定農業 団体等 (団体)	その他 法人	今後育成す べき農業者 (人等)
計画時								
目標								
実績(〇〇年度まで)								

(新設)

(4) 農地利用集積の実績

現況の農用地面積 (ha)			生産基盤整備事業等完了時 (〇年度) の農用地面積 (ha)						
小計	うち畑地面積 (樹園地含 む) (ha)	うち水田面積 (ha)	水田の樹園 地化面積割 合 (A)=(C)/(B)	小計 (B)	うち畑地面積 (樹園地含 む) (ha)	うち水田面積 (ha)	うち水田を樹園地化した面積 (ha)	計	
								小計 (C)	(品目)

(新設)

（5） 高収益作物導入の実績

区分	事業実施前(R〇年度) ※4 R	目標年度(R〇年度) S	事業完了前から目標年度の値を減ずる T=R-S
農用地面積 (ha)			
作付面積 (裏作含む) A			
畑地化面積 (ha) B=C+D+E			
うち高収益作物作付面積 (ha) C			
代表的な高収益作物名			
うち戦略作物作付面積 ※1 (ha) D			
うちその他の畑作物の作付面積 (ha) E			
畑作物に軸足を置いた汎用化面積 ※2 (ha) F=G+H+I+J			
うち高収益作物作付面積 (ha) G			
代表的な高収益作物名			
うち水稲類作付面積 (ha) H			
うち戦略作物作付面積 (ha) I			
うちその他の畑作物の作付面積 (ha) J			
水田等面積 ※3 (ha) K=L+M+N			
うち水稲類作付面積 (ha) L			
うち戦略作物作付面積 (ha) M			
うちその他の畑作物の作付面積 (ha) N			
高収益作物作付面積計 (ha) O=C+G			
戦略作物作付面積計 (ha) P=D+I+M			
農用地面積に占める高収益作物作付面積割合 (%) Q=O/A×100			

※1：「戦略作物」とは、経営所得安定対策等実施要領第2の6の(1)に掲げる作物をいう。  
 ※2：「畑作物に軸足を置いた汎用化」とは、畑作物として麦・大豆だけではなく野菜等を積極的に導入し、畑作物からも高収益を得られる農業経営を目指す水田の畑作利用をいう。  
 ※3：「水田等」とは、高収益作物を導入しない水田をいう。  
 ※4：他事業から移行する場合は、移行後の作付面積増加割合を評価するため、移行する直近の現況作付面積を入力する。  
 注1：産地形成促進事業を活用する場合に記載。  
 注2：2年3作等を行う場合にあっては、作付面積・作物を前年・後年のどちらかに記載。

別紙様式第 11 号～第 13 号 [略]

(新設)

別紙様式第 11 号～第 13 号 [略]

<p>別紙 3（実施計画策定事業に係る運用）</p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 事業の内容          実施計画策定事業の内容は、次に掲げるものとする。          1 水利用調整事業（別表 5 の事業種類の欄の(1)に掲げる事業をいう。以下同じ。）          (1)～(3) [略]  <u>(4) 小水力発電施設の発電用水の確保等に係る調査・調整</u>          2 [略]          3 施設計画策定事業（別表 5 の事業種類の欄の(3)に掲げる事業をいう。以下同じ。）          (1) 実施計画策定          農業用排水施設、<u>小水力等発電施設</u>、農地等の整備に係る地域の諸条件等について調査等を行い、本整備に必要な実施計画を策定するものとする。          (2)・(3) [略]  <u>(4) 小水力等発電施設の導入に向けた検討、調査</u>  <u>(5) その他、地域の水管理上必要となる調査・計画等</u>          4・5 [略]</p> <p>第 3 [略]</p> <p>第 4 採択要件          実施計画策定事業に係る要綱第 6 の 2 の農村振興局長が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。          1 水利用調整事業          (1)～(4) [略]          2～5 [略]</p> <p>第 5 計画の作成          実施計画策定事業に係る要綱第 7 の農村振興局長が別に定める書類とは、次に定めるものとする。          1 事業実施主体は、水利用調整事業のうち第 2 の 1 の(1)、<u>(2)</u>及び<u>(4)</u>を実施しようとするときは、水利用調整事業計画及び事業計画概要書をそれぞれ別記様式第 3 号及び別記様式第 4 号により作成するものとする。          2～4 [略]</p> <p>第 6～第 8 [略]</p>	<p>別紙 3（実施計画策定事業に係る運用）</p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 事業の内容          実施計画策定事業の内容は、次に掲げるものとする。          1 水利用調整事業（別表 5 の事業種類の欄の(1)に掲げる事業をいう。以下同じ。）          (1)～(3) [略]  <u>(新設)</u>          2 [略]          3 施設計画策定事業（別表 5 の事業種類の欄の(3)に掲げる事業をいう。以下同じ。）          (1) 実施計画策定          農業用排水施設、農地等の整備に係る地域の諸条件等について調査等を行い、本整備に必要な実施計画を策定するものとする。          (2)・(3) [略]  <u>(新設)</u>  <u>(4) その他、地域の水管理上必要となる調査・計画等</u>          4・5 [略]</p> <p>第 3 [略]</p> <p>第 4 採択要件          実施計画策定事業に係る要綱第 6 の 2 の農村振興局長が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。          1 水利用調整事業<u>のうち第 2 の 1 の(1)及び(2)</u>          (1)～(4) [略]          2～5 [略]</p> <p>第 5 計画の作成          実施計画策定事業に係る要綱第 7 の農村振興局長が別に定める書類とは、次に定めるものとする。          1 事業実施主体は、水利用調整事業のうち第 2 の 1 の(1)及び<u>(2)</u>を実施しようとするときは、水利用調整事業計画及び事業計画概要書をそれぞれ別記様式第 3 号及び別記様式第 4 号により作成するものとする。          2～4 [略]</p> <p>第 6～第 8 [略]</p>
---	---

○ 水利施設等保全高度化事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2703 号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

別表 5 [略]

別記様式第 1 号～第 14 号 [略]

別表 5 [略]

別記様式第 1 号～第 14 号 [略]

附 則

この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。